

平成26年第5回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成26年7月18日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	学校教育課長	本山隆也
指導主任主事	白濱正博	生涯学習課長	小川豊年

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

14番	西山清則	15番	岩永英毅
-----	------	-----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案提案説明

日程第4 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第5 議案第38号 平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入契約について

日程第6 議案第39号 平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約について

日程第7 議案第40号 平成26年度白石町一般会計補正予算(第2号)

9時30分 開会

○白武悟議長

ただいまから平成26年第5回白石町議会臨時会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として西山清則議員、岩永英毅議員の兩名を指名いたします。

日程第2

○白武悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の1日間とすることに決定しました。

町長より議案が提出されております。これは皆様方に配布をいたしております議案一覧表のとおりであります。

日程第3

○白武悟議長

日程第3、議案第38号から議案第40号までを一括して議題とします。ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。平成26年第5回白石町議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案についてその概要を御説明申し上げます。

議案第38号「平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入契約について」及び議案第39号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約について」は白石町議会の議決に付すべき契約に該当するため提案するものであります。

議案第40号「平成26年度白石町一般会計補正予算（2号）」については、本年6月議会での議論を踏まえ、町内小中学生の教育環境の向上のため予算の補正をお願いするものであります。既決予算の総額に歳入歳出それぞれ242万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ115億6,303万9,000円とするものであります。

提案した議案については以上のおりであります。詳細については担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武悟議長

内容説明を求めます。

○本山隆也学校教育課長

議案第38号「平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入契約について」御説明いたします。提案理由といたしましては、先ほど町長が申された内容でございますので省略いたします。

契約の目的、平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入。2、納入場所、杵島郡白石町白石町立小中学校11校地内。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額、2,082万5,640円。5、契約の相手方、佐賀県佐賀市鍋島町大字森田902番地、株式会社学映システム代表取締役、岡村祐臣。

次の中身につきまして説明資料といたしまして入札経過表をつけておりますので御覧いただきたいと思います。事業名及び納入場所につきましては省略いたします。

入札期日、平成26年7月3日であります。予定価格、1,990万円。業者につきましては指名委員会でお諮り後、以下業者に入札をお願いしたところであります。

落札、株式会社学映システム、1,923万3,000円。落札率、96.89パーセントで落札をしているところであります。7月8日に仮契約を行い、今議会で議決をいただき契約をお願いしようとするところであります。

よろしくお願いいたします。

○小川豊年生涯学習課長

議案第39号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約について」の御説明を申し上げます。

契約の目的は、平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改

修工事でございます。工事場所は白石町大字福富3508番地。契約の方法は指名競争入札。契約金額は消費税込みで6,626万8,800円でございます。契約の相手方は杵島郡白石町大字遠江2039番地6、谷口建設株式会社白石支店でございます。なお、工期につきましては議会の議決日の翌日から平成27年2月13日までといたしております。

工事概要につきましては議案書2枚目を御覧ください。屋根耐震補強ブレース20面、屋根改修1,213平方メートル、外壁改修817平方メートル、内壁改修521平方メートル、あと、スチール建具改修、玄関スロープ設置、各種塗装改修及びその他の工事が各1式となっております。

議案書の3枚目に工事入札経過表をお付けしております。さる7月3日に杵藤地区管内の12社により指名競争入札を行いました。その結果、落札金額税抜きで6,136万円、谷口建設株式会社白石支店が落札をいたしまして7月9日に仮契約を締結しております。今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い致します。

○片渕克也企画財政課長

それでは議案第40号の説明に入ります前に議案第39号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約の締結について」若干の補足をさせていただきます。

本契約にかかる入札においては最低制限価格を適用しております。本町が採用しております最低制限価格制度については、お手元を実施要領を差し上げておりますが変動型といたしております。詳細は実施要領を御覧いただきたいと思っております。

さて、平成、いや失礼しました。議案第40号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第2号）」についての説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。既決の歳入歳出予算総額に242万4,000円を追加いたし、補正後の予算を115億6,303万9,000円とするものであります。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。先の議会で多数の議員から御意見をいただきましたが、町内小中学校における夏季の学習環境を改善するため、普通教室をはじめ学習室や特別支援教室に扇風機を設置するため所要の予算を計上しているところであります。各学校ごとの設置台数等の計画については別紙の説明資料に記載しているところでございます。今臨時議会において御承認をいただければできるだけ2学期の開始時期に間に合わせたいというふうに考えておるところでございます。なお、この財源としましては、地方交付税を充当することとしております。

以上、一般会計補正予算（第2号）の内容についての説明を終わります。

どうかよろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

日程第4

○白武悟議長

日程第4、報告第5号「専決処分の報告（和解及び損害賠償額の決定について）」

報告を求めます。

○片渕克也企画財政課長

報告第5号「専決処分の報告（和解及び損害賠償の決定について）」これは町長の専決事項の指定に関する条例第2条の規定により、公用車による交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定について平成26年7月3日に専決処分をしたので地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。事故の概要については議案の2ページ目でございます専決処分書をお開きいただきたいと思います。

相手方についてはここに記載しておるとおりでございます。和解の内容についてでございます。相手方の物損にかかる賠償額として17万2,800円、相手方の傷害にかかる賠償額として13万3,056円を相手方と示談が成立いたしました。

事故の概要であります。本年5月21日、13時10分ごろ国道207号線白石町大字遠江189番地5付近の駐車場、白石中学校の入口にあるコンビニの駐車場でございます。から職員が右折し国道へ出ようとした際、右方向、信号の方、有明方面から直進してきた相手車両、自動二輪車でございます。に出会いがしらの衝突したものでございます。なお、職員は本来、白石地区中央支所前の信号から右折をして目的地へ向かうべきところ、勘違いをして1つ手前の白石中学校の信号で右折をしてしまったため、それに気づき当該駐車場の敷地を利用して国道へ出ようというふうな時に起こった事故でございます。

以上でございます。

○白武悟議長

専決処分につきまして報告がありましたけれども、これにつきまして質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねをいたします。今回の事故は今年に入って何件目になるのかということと、昨年及び一昨年、公務中の事故は何件発生しているのでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

本年は今回の事故が初めてでございます。昨年の4月21日、いわゆる春祭りのときにマイクロバスが事故を起こしましたが、これ以降初めての事故でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

私、先ほど伺った中で昨年1年間と一昨年1年間、このような公務中の事故は何件あったのでしょうか。同じことの質問ですけれどもお尋ねいたします。

○片渕克也企画財政課長

昨年中2件発生した3月と4月だったと思います。一昨年については15件発生をしております。

以上でございます。

○秀島和善議員

町長にお尋ねしますけれども、一昨年が15件で昨年は2件と、そして今年に入って初めての公務中の事故になりますけれども、こういう事故があった場合に町長から全職員に対してどういう指導をなされているのでしょうか。

○田島健一町長

交通事故の発生してからの職員への指導ということでございますけど、先ほどお話がありましたように一昨年は十数件、昨年は4月以降だったら1件、今年になって5月で1件ということで前回からしますと1年1カ月ぶりの事故だったというふうに思っております。これにつきましてはまた、私は一昨年十数件あったということからこれはもっと職員に喚起をせないかんとということで昨年からいろんな取り組みをさせていただいております。町としても警察を呼んで勉強会をしたり組織の中でも安全運転管理者というのを設けてぴしっと推進体制を整えているところでございます。今回も事故が発生したということでもう再度おこさないようにという指導はしているところでございます。私も先ほど議員おっしゃいましたように一昨年からすると少なくなってきましたけど、ゼロじゃないということから私はもっともっと職員には言うてかにかいかんとというふうに思いますが、あまりにこれをプレッシャーばかりかけてもいけませんので1年1カ月ぶりの事故ではありましたけれども、ある程度交通安全週間等とも年間に4回くらいはあっておりますのでそれに合わせて職員にも安全運転の徹底はさせていきたいというふうに思っております。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

去年が2件で一昨年は15件の交通事故ということでありますが、これももちろん保険の方、自動車の共済の方からの支払いだと思います。ただその中で町の持ち出しはゼロであるということもわかりますが、その金額がいくらぐらいになっているのか。

○片渕克也企画財政課長

相手方に対する賠償額はここに掲載しておるとおりでございます。町側の車両の損害額が20万8,873円というふうになっております。これについても、今回の事故は過失割合が町側が9、相手方が1というような過失割合でございますので相手方の保険及び町の保険で全額補てんをされております。

以上でございます。

○久原久男議員

昨年度の2件の分に関してはこの解決といいますか金額は示されていないわけですが、その辺わかりますか。それから、1昨年の15件、もちろん保険だということはわかりますが金額的な明示は。

○片渕克也企画財政課長

それぞれ既に示談が成立しておりまして成立時点で専決処分でのちの議会に報告をいたしておるところでございます。いずれもいわゆる保険で満額支払われたというような形でございます。

以上でございます。

○久原久男議員

私の聞き方が悪かったかもしれませんが、やはり交通事故、みなさん十分気をつけていかなければいけないという町長の話でございます。特に安全運転に関する教育、庁舎内のなんと言いますか、意識の高揚ですか、十分気をつけていただきたいと、そういうふうに思うわけでございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

ここにこれはもう毎回の事ですけど、専決処分書にはいわゆる被害者の方の住所氏名はこういった形で出てくるわけなんですけども、加害者、いわゆる事故を起こした職員の名前は一切出てこないわけですね。先ほども町長言われたように十分職員については注意をしていくということではありますけども、ただ、大きな事故は新聞等あるいはテレビ等でも報道されますけども、軽微な事故等についてはほとんど報道の中にはまず出ないわけですが、ただそういった指導という面で本人さんの自覚あるいは反省そういったものを促す意味ではここに事故を起こした職員の名前も、これは一般に公表まではしなくていいんですけども、ここに出す資料としては反省を促す意味でも今後絶対に事故を起こしませんよというそういう意味を込めた事では職員の名前もここで出すべきじゃないかと。そうすることが事故を防止していく一つの事にも大きく繋がっていくんじゃないかなというふうに思うわけです。その人をむやみに責める意味じゃありませんけども、ただ事故を起こしちゃいかんというそういう気持ちを持っていただく意味でやっぱり職員の名前もここに出すべきだと私は思っております。

そのへんの見解はいかがですか。

○百武和義総務課長

職員の名前の公表については以前にもご質問があったかと思っております。その時にもお答えをいたしましたけれども、示談の当事者が相手方はこの方ですけども町側は町長名ということで町長が当事者ということになっております。そしてあとの議案書の作成についても全国的にといいますか、こういったひな形で作成をどこでもしているようでございまして職員の名前までは掲載はしてないところがすべてだというふうに思っております。ただ、先ほど言われたように事故を起こした職員については事故報告書を出させますけども、その中で十分今後の対応等について反省の言葉も書いていただいて報告をいただいているところでございます。

以上です。

○久原房義議員

書類上でその本人さんからそういった反省を込めた何と言いますか、報告等はあるようですが、ただそれだけじゃなく執行部内部だけで伏せとくということだけではいかんと、少なくとも我々議会なりには少なくともですよ、これあのよそではそういった事例はあまりないという事でもあります。ただ当事者が町長だということですが実際事故を起こしたのは職員なんですよ。これあの保険のいわゆる契約は当然町長、代表名義でしょうけども、事故を起こしたのはあくまで町長じゃなくて職員であるわけですからやはり今後、こういった事で伏せておくということがはたしていいものなのか、別にそういう厳罰を下そうとかそういう気持ちは毛頭ございませんけどただやっぱり本人さんが本当にやっぱり議会にでもいろいろ名前を出してそして議会らりにも反省の気持ちを伝えるという事が今後の事故防止、安全運転に充分役立つものじゃないかなというふうに思います。隠そう、かくそうとする気持ちはわかりますよ。できるだけ本人の名誉を傷つけないようにということもわかります。わかりますけど少なくともここで事故を起こした氏名ぐらいはやはり出すべきだと、そうしないとなかなかこれは、今は少ないといっておりますけどこれはいつ増えるかわかりません。本当の十分な反省を促すという事については、ここにちゃんと事故を起こした職員の氏名も出すべきだと思います。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕彰議員

まずはこの過失割合で先ほど言われたように9対1ということで、保険で全額賄えると、どんなに9対1とかその事故の比率があっても全額を補償するという事なんですかね。そのへんをちょっと保険の内容があまりにもこれ9対1とか8対2とか事故の比率というのがあるんですよ。その中で2の人は2の分を自分が払わんといかんとですよ。本人が。受けた方がね。だからそのへんで全額出るとというのがそういう保険があるのかなと思って。お願いします。

○片渕克也企画財政課長

ここに掲げている金額が賠償の額で決定した額でございます。で、9対1というふうな事でございますけども、この分の過失割合に応じて、いわゆる相手方から町が受ける保険金と町が支払う保険金を相殺した実質はその差額分が支払われると、今回は物損の場合はそういう手続きをしております。ですから、実際に相手方に支払われる部分については17万2,000円のうち90パーセントというふうな事になります。通常の保険とまったくそのへんは制度的には変わりはありません。

以上です。

○片渕彰議員

じゃあその補填は町費でやりよっという事でしょ。そうじゃないと例えばこの賠償の相手の方ですけどね、うったくった自分の車は例えば30万円修理代がかかりますよ。が、9対1の場合は相手の方から1割しかこんとですよ。30万円の1割、3万

円しかこん、あと27万円については手銭をださんばらん。民間関係はそういうとで事故を起こした方は自分で修理をするというふうな厳しさになっておりますよね。だからそういう意味で実際はこの相手の事ばかりですけど、そこに隠れた分はどうなっているんですか。修理代は。

○片渕克也企画財政課長

いわゆる相手方車両についても自賠責、当然法律で自賠責保険に加入しておられますのでそこから、町が先ほど20万8,000円の損害額であったというふうな事でいいましたが、この部分については10パーセント分ですね、相手の過失分、2万0,088円くらいになりますけれども、この分については相手方の自賠責で町に支払われることになります。ただ、それについては町が支払うべき保険、賠償額が17万2,000円ということになりますのでこの分から差し引いて賠償額は17万2,000円、これは過失割合9割の部分が17万2,000円ということになりますけれども、この分の支払うべき金額から相手の自賠責から町に入るべき1割分を差し引いた金額をお互いに相殺してその差額分を相手に支払うというふうな形でございます。だから修理代はそういうふうなことで、ですからこちらの損害額は20万8,000円ということになりますけれども、このうちの2万800円相当分は相手の自賠責から出てきますと。町側の修理代のあと9割部分は任意保険、この部分から出ますという考え方です。実際はそこの出すべき部分を実際相殺して処理をしますというということになります。結局、どちらの損害額も全額保険のほうで支払われるという形になりますので相手方も自賠責保険加入しておられますので町側の損害についてもそちらで支払われると、過失割合に応じた部分が町の任意保険の方で支払われるというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○片渕彰議員

なかなか難しいですけどね。これあの普通ですね、保健屋さんには相殺というのはしないわけですよ。ここに町のある車があるですね。相手の車があるです。こうぶつかって過失、例えばここが30万円こっちも30万円かかったとするじゃないですか。それについて9対1というのは、相手方に9、さんく27万円をこの保険会社が払うわけです。こっちの町の分については1割、3万円をこの町の方にしか振込がないと思うんですよ。それとか、修理工場に出したところに。だから、相殺するとかなんかこの保険の全額みる、例えば物損事故をしとってもこの衝突については物損の方は出ないと思うんですけどね。そのへんがちょっとこの保険の公的な保険のものすごく有利さというんですかね、ちょっとびっくりするような保険のやり方じゃないですか。

それと、もう私今度1回ですので。いまさっきの久原議員の関連ですけどね、やっぱり何もぶつかった人が何の罰則もない、何もないと、内部ではしよるというたものの、やっぱりこうして相手方も出すのならばこれほんと出さんばいかんとじゃないですか。こういうことをしよっけん行政内部の方は、内部には優しいと、しかし他の規約とか法令とか遵守するのは町民にはものすごくぴしゃっと義務付けてやるじゃないですか。そんならもう少し内部の方をしっかりと出して、せめて議会のこの報告には不公平のようなことはおかしいんじゃないでしょうか。もう1回保険のことをもう1度説明をお願いしますね。

○片渕克也企画財政課長

町側の車両については車両保険ということで加入をしておりますので、例えば過失割合が今回のように1、9の場合ですね、町の車両の損害については相手方の自賠責から10パーセント、1割相当は出ます。通常任意に加入していないとそれでおしまいであと90パーセントは自腹とことになるかと思えますけども、その部分について任意共済に加入しているので保険から支払われると、町側はですね。というふうな事で町はいわゆるお金を出すところがないというふうな事でございます。

以上でございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

日程第5

○白武悟議長

日程第5、議案第38号「平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入契約について」を議題とします。

議事進行については質疑、討論、採決の順で行います。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねをいたします。まず、入札経過表を提出していただいておりますのでこの資料で結構ですけれども、今回、入札に参加された業者が町内の業者、町外の業者、どこが町内でどこが町外の業者であるのかということをお尋ねいたします。

2点目です。今回、小学校と中学校に電子黒板の購入ですけれども8つの小学校3つの中学校があります。この資料が出ておりませんが議案の40号のように扇風機の設置については現在扇風機、各学校ごとに個々に設置していると。ここにこれだけ足りないという事で予算を計上してある、そういう資料が出ておりますけどもこの電子黒板についてはそのたぐいの資料がありませんので、口頭で結構ですので8つの小学校、3つの中学校に対してどれだけの各学校ごとの電子黒板を同様のいわゆる機種を購入する予定にされているのかどうかの説明をお願いいたします。

○片渕克也企画財政課長

私のほうから指名審査委員会の事務をいたしております関係上、私のほうから指名業者についてお答えしたいと思います。

まずここに記載しております上から3社、これが町内の業者でございます。あとの5社は県内の業者でございます。選定の基準といたしましては、まず町内のいわゆる取り扱っている、できる業者を選定しようと。

次に県内で他の自治体等に実績のある業者を選定しようというような事で、そういった基準で8社を選定しているところでございます。

以上でございます。

○本山隆也学校教育課長

現在の設置状況についてお答えいたします。たいへん資料が不足しましてご迷惑をおかけしております。

現在、白石町は21年度から電子黒板設置計画をいたしまして、各小中学校に1台ずつ25年度まで5年間設置いたしております。電子黒板についても色々な種類がございまして一体型あるいは拡張型、そしてまたプロジェクタータイプのユニット型等がございまして。現在25年度までに平等に68台を11小中学校に設置いたしております。設置率はクラス数に割り返しまして約70パーセント程度の設置状況であります。これを当初の計画では26、27年度をもって整備しようとするところを前倒しで26年度で整備してしまう計画であります。以上、整備し終わりますと目的数を越えまして合計101台が整備され、率にいたしまして100パーセント以上の、普通教室以上の整備率104パーセントの整備状況がなされるところであります。現在のところ68台を平等に11学校に整備状況、そしてまた今回50インチの普通型を33台、それから中学校に関してはさらに70インチ、一体型といわれる大きくクラスが広いので6台を設置し、合計33台、申し訳ありません。内数として中学校の6台、合計33台を整備の予定であります。

機種につきましても現在、同程度ということで想定をしているところでございます。以上でございます。

○秀島和善議員

担当課長に先ほどの入札経過表で町内業者が3社、それ以外が町外ということで説明がありましたけれども、お尋ねしたいのは町内の業者に対してやはりこれだけ今、消費税も上がりまして若干、景気が上向きになったといいましても、まだ厳しい経済状況が続いています。そういう中で分割発注というものを計画段階でされなかったのかという事をお尋ねしたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

本件につきましては分割発注ということについては検討をいたしておりません。ずっと以前から計画、町独自で計画をいたして導入をしております。そして今年は昨年に県の補助ということで基金に1,900万円積み立てて、今年度実施するというような計画でやっております。そういったところでこういった特別な電子黒板という一般のところであまり使われない機種でありまして、分割発注という考え方は採用しておりません。それぞれの学校の整備、水準を合わせるというような意味もありますので。そういうところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にもう1点だけお尋ねをします。

今日配っていただいた資料に白石町変動型最低制限価格実施要領というものが配られていますけれども、この議案38号についての入札においてはこの制度は実施されて

ないようですけれども、考え方としてどういう場合の入札においてこの白石町変動型最低制限価格制度を実施されるのかされないのか、そこの説明をお願いします。

○片渕克也企画財政課長

要領の第1条に記載しておりますとおり、白石町が発注する建設工事の入札についてこの変動型最低制限価格制度を導入するというふうな事にしております。また、建設工事の中でも第2条に記載しているとおり500万円以上の工事に該当させるというふうなことにしております。

以上でございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

今あの町内業者が3社ということでこの選定はしよという基準があると答弁でございました。その中で、この3社の中の1社が辞退というふうな事があがってきているわけですが、その件について1件、そして町内業者を選定していくということは、この商工業の発展とかいろいろな面でメリットがあるわけですが、そのへんが少し見えてこないわけですが町長にこの件お尋ねします。ぜひ、町内業者を選定していただくように、その辺の事を含めてお願いします。

○田島健一町長

私もいろんな発注については町内業者の人達を最優先すべきということで支持をしているところでございます。この件につきましても、電子黒板ということで取り扱いのもの、例えば取り扱いの工事、いろいろあるわけですがでも資格がいろいろあるわけでございます、それを満足しているとかです。また、登録をうちに指名願いを出していただいているとか、そういったところでこれまでも該当する業者さん商社さんについては、これまでも入れているというふうに私は認識をしているところでございます。新たに参入というのもあろうかと思えます。新たな参入につきましても、やはり指名願いを早く出していただいて、そして実績等々を調べさせていただいてそして1年くらいの猶予はあるかもわかりませんが、入っていくと。実績あたりを見ながら見ていくということにしているところでございます。

以上でございます。

○白武悟議長

辞退についての答弁。

○片渕克也企画財政課長

辞退の理由についてはちょっと現在把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○久原久男議員

辞退の理由については把握していないということでございますが、私がおの方とお会いしましてちょっと話を聞いたところでは、私たちはどうせ入札にかたっても落札でけん。最初からマイナスの考えでおられました。こういうふうな現象をつくらんためにも今町長が申された町内業者も重点的に育成していくというふうな考え方を持って入札の方も行っていくと、やっていただきたいと、まあそういうふうに思うわけでございます。それからこの、まあいいです。これだけです。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第38号「平成26年度白石町内小中学校電子黒板購入契約について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武悟議長

日程第6、議案第39号「平成26年度がんぼる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にまず第1点お尋ねいたします。資料として平面図が掲載してあります。そこに工事概要として書いてありますけれども、それぞれの工事の箇所に対しての工事費、予定金額わかってましたら紹介をしてください。例えば屋根耐震補強20面という所がありますけれども、この工事がどれだけの予算が組まれているのかということでそれぞれ予算について説明をいただきたいと思います。

次の工事入札経過表、見ていただけますか。この入札経過表で2点お尋ねをいたします。

まず第1点が町内の業者がどこなのか、町外の業者がどこなのかということが第1点です。

第2点目に、この白石町変動型最低制限価格制度実施要領に従ってであるでしょうけれども、不算定というふうに各企業名の横に八つ不算定というものが明示してあります。この考え方で一番一覧表の下の方に算定数が4以上、予定価格かけるの60パーセントうんぬんと書いてありますけれども、この実施要領については今日、議会が始まる前に私1度、ぱっと目を通しただけですのでこの不算定及び一覧表の算定数が4以上うんぬんという所の内容が十分理解できませんので、担当課長から説明をいただきたいと思います。

○小川豊年生涯学習課長

まず第1点目の工事の予算がそれぞれの項目においていくらなのかということでございますけど、それぞれの予算というのは今、把握しておりませんので後ほどお答えしたいと思います。

それと、業者の町内、町外につきましては財政課長の方から答弁があると思います。

それと、最低制限価格についてなんですけども、お手元に要領があると思います。まず今回の入札におきましては要領第2条に定めてあります予定価格の80パーセント未満の入札が無い場合は最低制限価格をもうけるものとするという規定がございます。今回は80パーセント以下の入札があったため変動型最低制限価格をもうけるということになります。

次に要領第4条に定める算定対象となる入札の判定でございます。予定価格より高い金額で入札したもの8社です。これは不算定となります。お手元の経過表の左側に不算定とされているところです。それと予定価格の60パーセント未満でした入札は今回はございませんでした。従いまして、算定するのは残りの4社の分ということになります。算定対象の入札の数が4以上となったため、要領の第5条第2項を適用して最低制限価格を計算いたします。算定対象の入札の平均額、4社の分の平均額に80パーセントを乗じた額ですけれども、これが5,055万2,000円となります。表の右下の方に書いてある金額です。それと、予定価格の60パーセントの金額、一番下の真ん中ほどにあります4,674万円、予定価格の60パーセントの金額ですね。このどちらか高い方の金額を最低制限価格にするということになります。従いまして、今回は5,055万2,000円が最低制限価格となります。要領第6条によりまして最低入札者の入札価格が最低制限価格以上であった場合は当該入札者を落札者とするということで今回決定をしたところです。

以上です。

○片渕克也企画財政課長

町内業者、町外業者でございます。今回の入札につきましてはまずこの表に記載しております上から2社、これを町内業者としております。あと以下の部分については鹿島、武雄土木管内における建築のA級で登録されておる業者というような事で選定をしております。

以上でございます。

○秀島和善議員

今回の工事は6,600万円からのたいへん高額な耐震の補強工事が行われます。各部署ごとにもおそらく高額な工事費が組まれているのではないかと思いますけども、分割発注をすることによって地域の、地元の業者の育成につながっていくと思いますけども、そのような論議、計画はなされなかったのかお尋ねいたします。

○片渕克也企画財政課長

このような工事におきましては一応、指名の基準といたしまして工事の設計金額、

予定価格ですね、このへんにつきましてそれぞれのいわゆる業者の等級というものを定めてございます。建築の基準でいきますと社名を申し上げますが、富士建設さんがB級、谷口建設白石支店さんが一応建築でA級、でもう1社、荒木建築さんが建築でC級というふうな登録をされております。あと一般の建築であるのは、一般のといいますか木造を主体とする大工さん、工務店さん、こういったところがその他というような事で登録をされているところでございます。今回、基準でいきますと登録のA級という基準になりますが、町内B級の資格まで町内業者優先という考え方から選定をしているところでございます。

以上でございます。

○片渕彰議員

みなさん見ていただいたら100パーセントほとんど超しとんなということをおられると思いますが、ここにある予定価格ですね、7,790万円。実際、設計価格というのはいくらで設計価格と予定価格の違いというのがあると思いますが、そのへんはお尋ねできないものでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

それについては、工事の適正な発注を期するために、お答えできないということにさせていただきたいと思っております。

○片渕彰議員

副町長にお尋ねしますが、だいたい設計価格というのは本当この仕事をするための設計上にあるものを全部出してくるわけですね。だから県あたりは設計価格が予定価格なんです。だからその町村は割とパーセントを補助工事とかなんかも補助金の対象でもしてますとか、例えば町単工事なんかあったら財政の運営上でもものすごく価格を下げるということはあるので、そのへん県あたりの指導、今、建設省あたり県も要するに工事の落札価格の底上げをしようということだといふされてると思いません。

それとここの今、白石町の変動型最低入札制限価格の要領書ですが、これ佐賀市が取り上げられて佐賀市は1年くらいでやめられたと思っております。ですからそのへんを踏まえてこういうので今後もいかれるのか、県あたりの一番こう御存知でしょうからそのへんをお尋ねしたいと思っております。

○杉原忍副町長

最低制限価格のことについてのお尋ねだったと思っております。実はこれ県の方も最低制限価格の取り扱いを何度となく変えられております。というのは一つは最低制限価格に入札額が張り付いてしまってくじを繰り返しているという入札が非常に多いということで、その辺も含めまして最低制限価格が事前に分かるような、今回うちの場合は変動ですので入札をしてみないと最低制限価格がわからないというふうな仕組みを取っております。通常県が今やっておりますちょっと私もここ1、2年はわかりませんが、入札を行った時は最低価格に入札額が張り付いてしまってくじばかりになってしまうと、そういうふうな入札が行われておりますので変動型の最低制限価格、

これも今後どういった取り扱いをしていくのかは検討は残っているかと思いますが、こういうやり方もあっていいのではないかというふうに考えております。
以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

これ図がありますけど、その工事概要の中でその他一式とありますが、その他はどの辺まで含んであるものか伺いたいと思います。

○小川豊年生涯学習課長

その他工事の中身のお尋ねでございます。その他工事の中には排水工事、建物周りのU字溝の清掃それとかスロープを作るための花壇の撤去工事、それとか工事のための壊したアスファルト等の復旧工事というようなもの、いろんな雑工事が含まれております。

以上です。

○西山清則議員

その他の中に床下ファンとか雨といとかそういう物は含まれていないのでしょうか。

○小川豊年生涯学習課長

申し訳ありません。あともってお答えしたいと思います。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

この工事概要をずっと見てみますと、もう骨組みだけそのままということで全部とっばろうて建て替えたらどれくらいかかるんですか。それはどっちが高いか検討されたうえでこのこれですかね。

○小川豊年生涯学習課長

大規模な改修になっておりますので建て替えた方がいいんじゃないかというふうな御質問でございますけれども、体育館の一番お金のかかります床工事は今回入っておりません。これは以前に別の事業で取り組んでおりますので入っておりません。今回、補修工事は約7,000万円程度の金額でございますけれども、これを新築するとなりますと3億円、4億円とかそういった金額がかかると思いますので今回補修をして長寿命化を図っていきたいというふうに思っております。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕克也企画財政課長

議案第38号の電子黒板の質問に対してまだお答えをいたしておりませんでした。

有限会社ソエジマの本件入札に対する辞退の理由でございますが、一応辞退届には都合により辞退しますというようなことになっております。

以上でございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

今、白石町内で2社ということで、谷口建設白石支店というような話でございますけれども、本社はどこにあっていつの時点で白石の方に進出され登記をされているのか、事務所の方はどのようになっているのか、それとこういった施設の実績等はどうかその点についてお尋ねをします。

○片渕克也企画財政課長

今回、落札された谷口建設の白石支店というようなことでございます。谷口建設については本店は佐賀市でございます。以前、佐賀市に本店があった時も旧3町の時代から、それぞれ指名願いを提出されております。合併してからも指名願いを提出されております。平成22年度に福富ゆうあい図書館の拡張の増築工事をいたしました時に、武雄管内のA級の業者を指名しまして入札をいたしました。この時1回目が不落というふうなことでなっております。設計内容を変更せずに指名業者を入れ替えて再入札を行っております。この時に佐賀市内の業者というようなことで指名をいたしております。この時に落札をされております。その後、こういったいきさつがあったのかと思えますけど、平成24年の4月に白石支店を設立されて24年の6月に白石町に対しての支店名での指名願いと、支店名だけです本店はなしで支店名での指名願いとという形で提出をされました。従来から設立されたりして指名願いを提出されてもその業者さんの実績といいますか納税状況、事務所の実態、これらを1年ないし2年以内くらいの間、見てからいわゆる取り扱いをしようというような、即出たから即指名というようなことはいたしておりません。いわゆる安定的な状況を確認してからというようなことでしております。

今回、先ほど申しましたが町内のA級の業者がいらっしゃらないと、でB級、C級1社ずつというようなことで町内にA級業者というようなことで支店を開設されたということもありまして、今回指名をするというようなことにいたしてしております。前回の工事の検査の実績でございますけども、良好というようなことで検査結果もでております。

以上でございます。

○小川豊年生涯学習課長

先ほど秀島議員さんの方で保留しておりました分について、各工種別の事業費はい

くらなのかというようなことでお答えをします。屋根ブレス関係が概算でございます、800万円。屋根改修工事部分が1,500万円。外壁改修工事部分が800万円。内壁改修分が400万円。スチール建具改修工事分が1,100万円。玄関スロープ設置関係が200万円。各種塗装改修関係が300万円。あとその他工事となっております。

それと、西山議員さんからの御質問で雨といはどうなっているのかということでしたけれども、雨といは取り換えということになっておりました。

以上でございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕彰議員

谷口建設さんは特定建設業の許可ですかね。ちょっとお尋ねしますが。

○片渕克也企画財政課長

後ほど確認してからお答えをいたします。

○片渕彰議員

御存知のとおり、県の知事許可の特定建設業と一般建設業の許可というのがあります。大臣許可は別にして特定建設業の許可業者であればこういう営業所について、これあの1級の常駐者を義務付けられているわけですよ。それは建設業法の法律にちゃんとのとつるわけですが、こいだけ競争されてもう谷口さんが今後も白石町にそれだけ魅力のあるような今後、工事の予定があるのかなと思って、これは町長にお尋ねをそしたらさせていただきたいんですが、今後ともそういう建物の仕事とか建設業法の、まあここは建築屋さんですから今あとは見通しとして白石町に谷口さんがずっと営業所を置かれるというその魅力というのですか、そりゃ向こうの会社の勝手でもありましようが、この見通しがつかないとなかなか業者もそういうあれが無いもんですからそういうところを考えた場合、今あとはいろいろな建築関係の発注関係は将来的にある程度あるのかなと、方向付けはどんなもんかなと思ってちょっとお尋ねですが。

○田島健一町長

建築工事、箱物の今後の件数はどうやろかというお話でございましたけれども、これまで過去のことを申し上げますと、平成21年から今回の工事まで20件、21, 22, 23, 24, 25, 26、6年間で20件という状況でございます。先ほど町内には富士建設さんがB、荒木さんがCというランクでいらっしゃるわけでございますけれども、これまでの建築工事につきましても富士建設さんがこれまでの、先ほども言いました6年間で20件の工事の中で富士建設さんが頑張っていたら6件くらい受注をされるようになっております。これには随契というか小さい2、300万円の工事については随契という形も取れますので、随契という形も含めて6件でございます。あとは、やっぱり鹿島の業者さんとか江北の業者さんとかが受注されてるような状況でございます。

今後、26年以降建築工事が、箱物が出てくるかということにつきましては、まだま

だ土木につきましても建築につきましても延命化、耐震、こういったものがあるかと思えますけどもちょっと私も今、端的にあと件数がどのくらいあるかというのは把握はしておりませんが、そんなにたくさんあるという事ではないかというふうに思っております。今回も15社くらいですかね、指名をいたしております。件数を増やすか増やさんかという話もあろうかと思えます。これについては今後状況を見ながら杵島郡管内だけでいくのか、支店さんは除いて本店だけにしていくのかというのは議論があるところかなというふうに思えます。今だって谷口さんが白石支店というのを開設されて入っていらっしゃるんですけども、白石がそうやって白石支店を開設すればみんな入れていただけるのかとってみんなが白石支店、白石支店というふうになってもちょっとどうかなという所もございます。そこら辺は様子を見ながら対処していきたいというふうに思えます。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

この一般指名というのが私ちょっと畑違いすぎてまだまだ勉強不足なんですけれども、級外からB級、C級ずっと級でずっと分けてあると思うんですけど、各指名業者さんにこの支店という名前で登録されている所が多々あると思うんですけども、この支店というのは悪く言う訳ではないんですけど、ちゃんとした支店としての機能がなされているような、例えば事務所であっても単なるプレハブで誰もいなくて電話かけても転送で本店にまっすぐ入るような名前だけの支店というのがないのか、そのところをきちんとこの指名委員会とか町の方で把握をされているのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

まず法人税のところでございますけども、町内に支店の開設というような届出を出されておられるというような事ですね。それと事務所の実態、やはり看板とかそういったものをちゃんと掲げて営業されているというようなところを確認しながらいわゆる名前だけ、例えば電話だけとかそういった実態じゃないのかなというところも確認しながらしているところでございます。

以上でございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。同じ質問だったらちょっと若干はずれておりますので。違う方向であればよろしいですが。入札のこの議案と工事議案と若干ちょっと指名業者ということでまた別の機会にお願いします。

○溝上良夫議員

この工事に関して外注される部分が多々あると思えます。福富の町営住宅の時は町長が直々になるべく町内業者に下請けをさしてくれんかという一言がありました。

今回、そういう事がないのか、日ごろの工事でそういうことは一言付け加えておられるのか、そこら辺を確認をいたします。

一言いうのは問題あるわけですか。すぐ答えられないということは。一言付け加えはいつも入札の時、出来るんじゃないですかね。そう思いますけど。即答出来ると思いますけど、この件は。

○溝上良夫議員

町内業者を優先で下請け等ある場合、お願いしますということはなんら問題はないかと思えます。ただ、それを義務とかそういうことはいろいろな問題が出てくるかと思えますけど、言う事は問題ないと思えます。

○溝上良夫議員

答弁になってないですけど、言おうと思ってるんですか。今後、工事にはそういう一言を付け加えるのですか、ていう話です。今回するんですか。

○百武和義総務課長

過去の実績で申し上げますと庁舎とか先ほど出ました福富の町営住宅、こういった町内業者で下請けを多様できるものについては是非、白石の業者さんを下請けお願いしますということではお願いはしてきてはおります。今回はこの工事の中身でなかなか該当者がいるのかどうかははっきりわかりませんが、もし該当する部分があれば、それはもちろんお願いしていくことは出来るというふうに思います。

○片渕克也企画財政課長

工事の担当をしております生涯学習課と打合せをしながら、いわゆる町内業者の活用というようなことも図っていきたいと思えます。

以上です。

○白武悟議長

ほかにありませんか。

○小川豊年生涯学習課長

すいません。一つ答弁を保留しておりました。西山議員さんのほうから床下換気用のファンは入っているのかということでございますけれども、今回の工事には入っておりません。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第39号「平成26年度がんばる地域交付金事業福富社会体育館耐震補強及び改修工事請負契約について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武悟議長

日程第7、議案第40号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口誠議員

小学校、中学校の扇風機導入、6月の議会でまず扇風機の導入をということで要望いたしまして、本当に素早い対応をしていただきました。この中で、今、全教室の中に1教室の中に2台を設置するということで現在、1台のともありますけどそろも2台にするということでこの数を出しておられます。その中で、壁掛け式はわかりやすいけど据置式、この小学校では13台、計ですね。それから中学校では4台、この据置式というのはどういう意味合いで導入をされる予定でしょうか。

○本山隆也学校教育課長

据置式ということで計上をさせていただいております。各小学校に2台、それから中学校も2台程度ございます。これは特別支援教室、つまり教室の中に子どもさんはお一人か二人、かなり人数が少なくて先生もそばにいらっしゃいますので大きな振り子を持ったというよりも、ちかねですごくすぐ動かして可動式ということで床式、据置式の扇風機の設置ということで要望しているものであります。

以上であります。

○溝上良夫議員

素早い対応でいいことだと思いますけども、まず時期ですね。この時期に補正をかけてした理由、今まで幾度となく暑さ対策に関して質問、私はじめいろいろ質問された方があります。その時には扇風機だとプリントが飛ぶからダメだというふうな回答を得てきました。それがどういうふうな形でこういう早急な対応になったのか、一般質問で3人出たからということじゃないと思いますけど、それとここに理由が書いてあります。事業の効果、夏季期間の熱中症対策と健康管理及び学習環境の改善が図れると。熱中症対策で一つ質問をしたいんですが、扇風機より熱中症対策として福富の例をあげますと冷凍庫をPTAの方が寄附されております。それ、熱中症対策です。町がしてもらえないからという、詳しいことは知りません。多分そうだと思います。熱中症対策で製氷機だとか冷凍庫をほしいという要望があります。そういう要望はさておいて扇風機なのかという考え、私は考えるんですけども、もちろん扇風機も大事だと思いますよ。そういうところの考え方、それと夏の対策で扇風機だったら当然冬のことも早急に対策してもらえるわけですよ。その3点お伺いします。

○本山隆也学校教育課長

溝上議員の御質問にお答えいたします。

これまでもいろいろ御質問はあっていたかと思えます。現在、考え方といたしましては扇風機の設置状況を各11校の中で様々な団体、地域からの支援によっていただいたところでありました。そこの平準化と申しますか、町内小中学校の環境の格差もございましてそれと夏季休暇中に設置に伴い早急な2学期からの稼働に間に合わせたい、また、議員おっしゃるとおり議員団からも地域からも御意見を伺ったというところで、そしてまた庁舎内関係課との調整が図られたというところで早急な取り組みに向けて動いたところでもあります。

また、冷凍庫につきましては主に部活とか屋外及び体育館内の活動の子どもさんたちにも十分に活動しているかと思っております。冷凍庫、保冷剤の確保等につきましても、今後検討してまいりたいと思っております。

また、夏ばかりではなく冬の環境についてもどうかということもございますけれども、現在のところその暖房器具につきましては検討といえますか、その部分についてはまだ今後また先にはいろいろな問題もございまして大きなエアコンと申しますか空調、学校の取り扱い方等も先にございますので、現在のところ扇風機により第1手をちょっと打たしていただいたというところで進めさせてもらいたいと思っております。

以上であります。

○溝上良夫議員

先ほどの答弁で扇風機が設置されてる所があると。平準化を図るためにその扇風機は寄附されたのかどうかわかりませんが、例えば今度エアコンが寄附されたら、そしたらまた平準化と考えるんですか。

それともう1つ熱中症に関して、扇風機を付けるのも熱中症対策かもしれませんが。体育の授業のあとに教室で暑いところという考えでしょうけれども、扇風機以前に熱中症対策としてそういう要望があればすぐそろえてやるのが本当じゃないですか。そこらへんなんか履き違えてる気がしますけれども。

それと冬の件も誰か要望が議員からあれば具体的に動くんですか。

○本山隆也学校教育課長

子どもたちの熱中症に関しましてはこれまでも御答弁してきたとおりではございませぬけれども、そういった新たな対応策等が出た場合には学校関係者、現場とも十分に協議しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、大きな財源を伴う部分につきましても現場、学校等の情報交換、意思疎通を密にしましてそういった教育の格差が生じないように今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○久原房義議員

小、中学校に扇風機を全教室に設置するという事は、このことだけについては非常にいいことだとは思っております。しかしながら、夏場もすでに半分ほど経過して

おります。本来のこういう考え方、基本的なものについては当然、これは教育委員会において新年度、いわゆる26年度どう取り組むかという時点でこのことについては十分議論をされていなくちゃいかんだったろうと思っております。先だっては6月議会もありましたしその時の補正にも出てまいりません。今回、臨時議会という機会をとらえて契約案件があるからその時にそいじゃ補正に出そうかというような考え方であるとすればいかがなものかなと。基本的に6月議会の教育長の答弁等を聞いとります中では総じて言えばあまり積極的な答弁じゃなかったろうというふうに記憶をいたしております。急きょ今回出てきたというのが非常に不思議でならんわけですね。これは扇風機を付ける事が悪いことだとか何とかじゃありません。ただ、予算の提案の仕方、やり方として適切であるのか。基本的に教育委員会で新年度の事業計画を考える時点においてこういった議論がなされたのかどうなのか、唐突にこういった出すということについては非常に疑義を感じるわけですね。その点とこれは当然財政課長も補正の出し方、考え方という当然補正で出るものもあります。物によってはいろいろあります。しかしながら、基本的にこういった案件についての補正ということについては適切だという判断で出されてはおるんでしょうけども、本来のあり方としてはかなり変則じゃないかなというふうに思いますけども、その辺の御見解をお願いします。

○片渕克也企画財政課長

今、補正予算でこういったものをというような事でございます。財政規律という面から申しますと、確かにもっとしかりした当初予算なりで計画を練ってからというような事でございます。

ただ、内部的には教育委員会も含めまして6月議会のあと、じゃあ暑さ対策はどうしようかと。すでに他の団体からの配慮で導入している学校もあるじゃないかと、そこで現に暑い中、そこに格差が出てきて御父兄さんたちからどうして入らんのですか。本来、町がするべきでしょうもん、というような行く学校が違うだけで町立の学校がでこういった差があるんですか、そういった意見が出た場合にどう対処すればいいのかとか、それから将来的にはいわゆる先の議会でも県内の導入状況等、御報告いたしましたけれどもエアコン、こういった導入も検討すべきじゃないかとかその後いろいろ内部でも検討をいたしております。その中でまず現実的に子どもたちの環境をあわせていくというのが、しかも早急にこれは取るべき事じゃないかなというようなことで今回、補正予算というような形で計上をいたしたところでございます。事業費的についてという言い方は非常に適切ではないかもわかりませんが、事業費的にもエアコンを設置するとなると億単位、2億円くらいの全校でかかります。将来的な少子化等も迫っておりますのでこういった中でそれだけの投資をして、そしてまた例えば小中学校等の再配置とかなった場合、そういった将来的な問題等も総合的に含めまして扇風機を設置すれば早急に200万円ちょっとくらいの予算でできて一応町内の子どもたちの環境の統一というようなことも出来るというような事で今回、提案を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○江口武好教育長

当初予算には計上してなくて急きょということで確かにそのとおりの御指摘かなと

思っております。学校の教育の環境というのをどういうふうに白石町の学校環境をどうとらえるかというのは、これはもう当然教育委員会、大命題でもございます。ちょっといきさつと言いましょか、その辺いくつか述べさせてもらいたいと思います。

学校関係衛生基準では6月の議会でも申しましたように、だいたい教室環境が10度から30度以内というのが標準と言われております。幸いこれまで白石町内では教室の中で算数とか英語とか国語を受けている時に熱中症うんぬんというのは熱中症ようというのは確かに体調が悪くてあったかもわかりませんが、それはあっておりません。どこであったかというと部活とかそういった事案はありましたけど教室の中でというのはあっておりません。これは今までいろいろそれはエアコンの中で快適に勉強するのも良かったでしょうけど、健康上体を鍛えると、そういった意味ではそれなりの意味はあったのかなと私はそのように総括しているわけです。

それから、学校等に問い合わせをしたときに保護者とか教職員もそうですけど、強い要望というのは今までの時点では上がってきておりませんでした。ただ、今からのあり方という事ではこれだけ温暖化等ございますので、やっぱり事務局内でもそこそこで話題にはしてきたというところがございます。そして、先般の6月議会では、私これは3名の方から御質問があったというのが非常に重いというのを答弁のとき言ったかなと思います。御質問いただいたところです。そして、その中で県内の20市町の対策状況というのも御報告したかと思っております。そして、最終的にエアコンにつきましては今すぐの導入の考え方を持っていない、しかし温暖化等の今日的な課題、その解消のためにはやはりそういう中での学習環境、あるいは教育環境のあり方として当然、検討課題ではあるというそういったとらえかたは私、あの時点で示したかなと思っております。

それで議会が終わりました暑さ対策を含めた教育、学習環境のとらえかたでどうなのかなということ、それから長期的に見た時、あるいは今、端的に出来ることは何なのかと、その辺も若干混じってちょこっと話したのかなと思っております。

それからすでに町内数校には扇風機の導入が実施をされている。こういった実態ございます。そして、室温そのものを下げることはできませんけど、これ有明中の学校訪問の時、教育センターでの研修室での扇風機を体感しまして、やはり視覚的に体感的に涼しく出来る、そういった扇風機の導入というのはどうなのかなと、それから財源の裏付けというのがエアコンそのものを入れれば数億円の投資になりますけどどうなのかなというところです。そして、このことは議会での質問がありましたよというのは町内の校長会、あるいは町の定例教育委員会でも私はそのとおりに出しているわけです。だからどうですよとは言っていない。

それで最終的に今後の温暖化の傾向と言いましょか、気温、室温の上昇、あるいはPM2.5、このあたりの大気汚染、その事から身を守らなくていけなかったらいろいろ窓うんぬんというのも出てくるかもわかりません。そういった事案等の勘案、それから子どもたちの今の生活、今後の発達段階に応じたそういう中での健康管理、体を鍛えるという観点からもエアコンの導入については、やはり今後の継続した研究が課題なのかなとそのように私は考えております。そういう意味で私はやっぱり子どもたちにエアコンうんぬんも含めてですけど、やはり今の時点がちょうどターニングポイントと言いましょか今ちょうど6月議会でもございました、その前にもっとプランを出していればもっと良かったでしょうけど、そういう時期にきているのかなと

いうとらえ方で今回の補正をお願いしてるところでございます。
以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

今、教育長の答弁聞いてですね、私も6月の議会の答弁聞きよったところ、どうしても不自然と言いますか言い訳に聞こえてきますが、以前からそういうふうな質問があつたわけですね。それが急にという、そしてまた明日から夏休みですかね。夏の最中ということで、やっぱりこれは当初予算ですべきじゃなかったかなとそういうふうに思います。それを今、提案してありますから仕方ない事ですけど、ただ私は違う時点でこの契約の方法で納入ですね、これどういうふうに考えてあるか、やっぱりこれくらいは商工会なりを通じて納入ですね、物品の、そういうようなものはどのようにお考えですか。

○本山隆也学校教育課長

現在、納入関係に関しましては、夏休みいっぱい期限をもちまして指名委員会ですすでに行い、この議決をいただいた後に入札、発注ということになるかと思えます。

また、質疑・回答をもちまして、この議会でご同意いただければ8月の1日あたりを入札したいと考えております。

また、業者の皆さんにつきましては町内7業者の、全て町内業者の皆さんをもちまして入札の指名委員会でお諮り申し上げているところであります。

以上であります。

○草場祥則議員

まあこの200万円からの金額ですからなるだけ町内の業者を使ってやってもらいたい、そういうふうに思います。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

私もさきほど納入の件、町内業者という話、草場議員と同じ意見でございます。

業者といいますか、私は町の電気屋さんを使って壁掛け式というても、多分ドライバーですれば済む事ですので、町の電気屋さんをおおいに使っていただきたいと思えます。

また、もう1つ私がお聞きしたいのは、安全対策ですね。低学年の教室にも扇風機をその壁掛け式はまあ上にあるけんが危なくないかなと思われるんですけど、据置式の扇風機も低学年、1年生の教室にも全教室置かれるわけなんですけども、安全対策をどうしようかなというふうなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○本山隆也学校教育課長

説明の小学校及び中学校に申しましては、据置式につきましても特別支援の教室ということで少人数のところ、据え置く形になるかと思えます。関係の先生方と十分に安全対策についてはその設置場所、それから器具の利用、稼働のしかたについて御指導といいますか、打合せをいたしまして子どもたちに安全に快適に教育ができますように注意を払いながら取り行いたいと思っております。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

先ほど私も扇風機の件について皆さんの御意見には大変賛同しているところです。学校の方針といいますか、そういうことについてはもう少し検討されていれば、例えば須古小学校なんかでは教育振興会によることとか、先ほど溝上議員のほうから言われましたが、クーラーを付けたらじゃあそれにならうのかとか言われましたけど、やっぱり町の方針というのをしっかりしていけばいいのかなという気がします。それを1点ですけれども、もう1つ先ほど財源の裏付けが今回できたということで普通交付税から今回、歳入ということで入れてありますが、その辺のところ、普通交付税がプラスになっていますが、そういうふうなことはどういうふうに捉えたらいいのか、一般財源からではなくて普通交付税を歳入として入れてある、そういうふうな考え方はどういうふうにされているのかをお願いします。

○片渕克也企画財政課長

交付税というのは一般財源でございます。当初計上いたしておりまして、普通交付税の算定が今のところ概算で算定できたところでございます。若干余裕があるということで計上しているところでございます。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

普通交付税というのはいろんなものに使われると思いますので、計画外に予備があったからというようなことでしたけれども、じゃあ別のところでなんかしわ寄せとかなんかそういうものが来ているという状況ではないわけですね。わかりました。

○岩永英毅議員

時期の問題と関連するかもわかりませんが、今まで数回設置しない方向でしてきた中に、溝上議員も言ったようにプリントが飛ぶからと、試験用紙が飛ぶからという事があってるわけですが、壁掛けだったら余計それが発生するんじゃないかと。だから、その辺、校長会あたりに現場の先生方の話はちゃんと聞いて壁掛け式にしたのか、それとも天井から上からやれば、天井式にすればそういう飛ぶ可能性というのは減ってくるんじゃないかと、上からくればですね。暑い空気は上さん行くけんそれ

をかくはんしてやれば暑さ対象もかなり減るんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺は検討された上での壁掛けにされているのか、据置型は検討されているようですけども、壁掛けについてはそういう検討をされたのか、あるいは現場の声を聞かれたのか、その上での壁掛けなのかそこらへん検討されたかご返答願います。

○本山隆也学校教育課長

設置の仕方についてでございますけれども、担当の方が学校に赴きまして事務の先生、それから学校側と打合せをいたしまして現在、天井というよりも少し上目の壁になります。上からまっすぐ風が落ちてくるとよりも上目の壁の横から、しかもその前にありますとどうしても視野に入ったりしますので、横あるいはまた対角というところで真上というよりも上目の横壁からの振り型では一番いいんじゃないかということで打合せのうえ現在のところそのような設置状況であります。

また、教室の形状に関してもそれぞれ11校の状況がございますので、やや現場での設置方法の状況が変化はするかもわかりませんが、原則、横壁の上目から主に横と対角方面を計画しているところでございます。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第40号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第2号）について」採決いたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付されました案件は終了いたしました。

これをもって平成26年第5回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時08分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年7月18日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 岩 永 英 毅

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭